

議員提出議案第 4 号

情報化の推進を求める決議について

狭山市議会会議規則第 14 条の規定により、標記のことについて別紙のとおり決議する。

平成 21 年 3 月 18 日

狭山市議会議長 東 山 徹 様

| | | | |
|-----|---------|-----|-----|
| 提出者 | 狭山市議会議員 | 小谷野 | 剛 |
| 賛成者 | 同 | 加賀谷 | 勉 |
| | 同 | 田 中 | 寿 夫 |
| | 同 | 田 村 | 秀 二 |
| | 同 | 渡 辺 | 智 昭 |
| | 同 | 手 島 | 秀 美 |
| | 同 | 猪 股 | 嘉 直 |
| | 同 | 吉 沢 | 永 次 |

情報化の推進を求める決議

今日の急激な社会経済情勢の変化は狭山市にとって好ましいものでは決していないが、このようなときこそ今までの業務を根本的に見直し、今後も持続可能な市民サービスのあり方を再検討する必要がある。

情報化の推進は行政において業務の効率化、財政基盤の健全化、市職員の資質向上という効果をもたらすものであり、その効果は市民サービス、住民満足度の向上に直接つながるものである。行政内部の効率化がどれだけ向上するかはもちろん、市民の利便性がいかに向上したかということは具体的に議論されるべきである。

今後は情報化の推進を行政改革の中核をなすものとして明確に位置づけ、取り組むことは避けて通ることができない。市民にとっての情報化は社会における問題を全て解決するものではないが、日常生活を営む上で立ち足はだかる年齢や性別の違い、体力、障害の有無、経済的な事情その他多くの「壁」を市民とともに乗り越えるためにも必要である。

以上のことから下記の事項について強く求める。

記

- 1．情報化推進体制の構築
 - (1) C I O、C I O補佐官の速やかな設置
 - (2) 情報政策担当部署の新設
- 2．行政サービスの向上
 - (1) 総合窓口化の推進
 - (2) 住基カードの普及
- 3．I T調達の適正化
 - (1) I T調達における方針の策定
 - (2) システムの最適化
 - (3) 国、近隣自治体への働きかけ
 - (4) コンサルタントの活用
- 4．人財の育成
 - (1) 研修体制の充実
 - (2) 人事、給与への反映
 - (3) 知的所有権の確保

以上、決議する。

平成21年3月18日

埼玉県狭山市議会